

## 次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定

医療法人 清友会  
理事長 野口 清

### 目的

従業員（パート労働者を含む）が仕事と子育て両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日より平成 32 年 3 月 31 日

### 目標 1

男性の子育て目的の休暇の取得促進

#### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
随時、有給休暇を活用し、申し出のあった職員に対し優先的に付与する。

### 目標 2

育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

#### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
部内の体制を見直しを各部長に指示し、育児休業後の職員が原職又は原職相当職への復帰が可能になるように業務の割り振りを行う。

### 目標 3

子供を育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助

#### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
女子職員に対し、就学前の子供に対する、幼稚園料及び保育園料の 3 分の 1 以上 2 分の 1 以下の手当の支給を行う。

### 目標 4

出産や子育て、介護による退職者についての再雇用制度の実施

#### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
出産や子育てをきっかけに退職したまたは退職希望者に対し、連絡を行い再就職の意思を確認する。希望者については職場復帰を優先する。

#### 目標 5

所定外労働の削減のための措置の実施

##### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
業務の見直しを各部署で検討し、時間外を削減する。

#### 目標 6

年次有給休暇の取得のための措置の実施

##### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
業務の配分見直しを可能な限り見直しを行い、有給休暇消化期間を打ち出し 3 日  
間を連続で取得できる体制づくりを行う。

#### 目標 7

子供参観日の実施

##### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
突発的な状況により、就業に際し、子供の育成に保育園及び幼稚園等への預け入  
れが困難な場合親子出勤を認め、業務に支障がない限りの親の仕事を参観できる  
ものとする。

#### 目標 8

若年者に対するインターシップやトライアル雇用等を通じた雇い入れ又は職業訓  
練の実施

##### 対策

平成 27 年 4 月以降適宜 全体集会時に職員へ取り組みを周知  
インターシップやトライアル雇用等の制度の熟知を職員に行う。  
学校訪問等の際し、PR を強化していく。